

荒川区新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

行動計画の概要

区の被害想定

- 1 主旨**
平成25年4月施行の「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(以下「特措法」という)に伴い従来の行動計画等を活かしながら特措法で規定された新たな事項を加え、区における新型インフルエンザ等対策についての新たな行動計画を策定する。
- 2 位置づけ**
対策の基本方針と具体的実施内容を示し、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合にも対応できるよう対策の選択肢を示す。
- 3 目的**
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護する。
(2) 区民生活および経済活動に及ぼす影響が最少となるようにする。
- 4 主な内容**
(1) 区長を本部長とする対策本部を中心とする実施体制を整備する。
(2) 「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、被害想定、発生段階に沿って策定する。
(3) 特措法で規定された「緊急事態宣言時の措置」を示す。
(4) 予防接種については、特措法で定められた「住民接種」と「特定接種」について示す。

流行予測による健康被害	荒川区	東京都
罹患割合	区民約30%	都民約30%
(1)外来患者数	62,000人	3,785,000人
(2)入院患者数	4,820人	291,200人
(3)死亡者(インフルエンザ関連死亡)	230人	14,100人

- * 罹患した患者がすべて受診するものと仮定
- * 死亡者はアメリカでのアジアかぜの死亡率を参考に算出
- * これらの推計は、ワクチンや薬等による介入の影響(効果)は考慮していない。

構成

- 1 はじめに**
特措法の制定、取組の経緯、行動計画の策定
- 2 基本的な方針**
基本的考え方、対策の目的、被害想定、対策実施上の留意点、対策推進のための役割分担等
- 3 各発生段階における対策**
発生段階
未発生期・海外発生期・国内発生早期・都内発生早期・都内感染期・小康期
主要8項目
サーベイランス・情報収集、情報提供・共有、区民相談、感染拡大防止、予防接種、医療、区民生活及び経済活動の安定の確保、都市機能の維持

発生段階に応じた対策

発生段階	未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期	小康期
定義	発生していない状態	海外で発生した状態	国内で患者が発生しているがすべての患者を疫学調査で追える状態	都内で患者が発生しているがすべての患者を疫学調査で追える状態	都内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	患者の発生が減少し低い水準でとどまっている状態
実施体制・主な対策	訓練実施 防護服等備蓄・情報収集・情報共有等	危機管理対策会議	区対策本部設置	区長による 区内発生宣言	区対策本部 廃止	
1 サーベイランス・情報提供	サーベイランス体制を構築し、情報を収集。発生段階に応じたサーベイランスの実施	サーベイランスの強化・患者の全数把握	重症化の傾向、集団発生を把握		通年のサーベイランス	
2 情報提供・共有	区民、事業者への迅速な情報提供 医療機関など関係機関との連携強化	普及啓発	発生状況、感染予防策、相談体制の周知 感染リスクの高い施設、区の施設の感染対策を周知 都が行う不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限、催物開催制限の事前周知		第一波終息発表	
3 区民相談	新型インフルエンザ相談センターの設置。感染拡大防止策の各種相談対応	体制事前準備	相談センターにて健康相談、医療機関案内 各部の相談対応の強化・相談内容の共有・対応		平常体制の回復	
4 感染拡大防止	感染リスクの高い施設の感染対策、個人の感染予防策や催物等の自粛の呼びかけ	感染防止策普及	感染予防策等の呼びかけ 水際対策	感染リスクの高い施設の感染対策 都が行う不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限、催物開催制限を区民に周知		感染拡大防止策の解除
5 予防接種	特定接種の実施 住民接種の実施	接種体制の整備	特定接種の実施	住民接種の実施		第二波に備え接種の勧奨
6 医療	新型インフルエンザ専門外来の設置	発生に備えた準備	専門外来での受診・指定医療機関での入院措置	全医療機関での診療		平常体制の回復
7 区民生活及び経済活動の安定の確保	食糧・生活必需品の安定供給の確保 要援護者の支援	要援護者の把握	買占売惜しみ防止の呼びかけ 要援護者の支援		平常体制の回復	
8 都市機能の維持	区民の安全、安心の確保 行政機能の維持	庁内体制整備	地域住民と連携した防犯活動 ライフライン維持の要請		平常体制の回復	